

苫小牧市資源回収団体奨励金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、資源の有効利用の促進を行っている資源回収団体(以下「回収団体」という。)に対し奨励金を交付することにより、集団回収意欲を高め、併せて家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物の減量と資源の有効活用の一層促進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第 2 条 奨励金の交付対象となる回収団体は、町内会、自治会、老人クラブ、学校 PTA、子供会、同好会及びその他の市民団体で、原則、年2回以上資源回収を行っている団体とする。ただし、次の団体を除く。

(1) 営利を目的とする団体。

(2) 団体の役員等が暴力団又は暴力団関係企業と関わりを有する団体。

2 回収団体が、資源物を引き渡す回収業者については、苫小牧資源リサイクル協同組合に加盟する業者に限定とするものとする。

(登録の届出)

第 3 条 資源回収を行い奨励金の交付を受けようとする回収団体は、苫小牧市資源回収団体登録申請書(様式 1)により、あらかじめ市に登録しなければならない。

2 市長は、前項の登録申請があった場合、登録申請事項を審査し、当該申請が適当であると認めるときは苫小牧市資源回収団体として登録(以下「登録団体」という。)するものとする。

3 登録団体が登録事項に変更が生じたときは、苫小牧市資源回収団体変更申請書(様式1)を速やかに市長に提出しなければならない。

4 登録団体が登録を取り消すときは、苫小牧市資源回収団体取消申請書(様式1)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の通知)

第 4 条 市長は、前条に基づく登録の認定を行ったときは、苫小牧市資源回収団体登録通知書(様式2)により回収団体に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第 5 条 登録団体に対する奨励金は、登録団体の活動として資源回収活動が行われ回収業者に資源物を引渡したことに對し交付する。

(奨励金の対象品目)

第 6 条 奨励金の対象となる資源品目は、家庭から生じるもので、次のとおりとする。

古紙類(新聞紙、雑誌等、ダンボール、紙パック)、アルミ類、びん類(リターナブルびんのうち、緑びんを除く一升びんとビールびんに限る)

(奨励金の交付額)

第 7 条 奨励金の額は、対象品目の重量 1 kg 当たり、一律 3 円とする。また、各品目の合計重量の

1kg未満は切り捨てるものとする。このうち、びん類の重量については、表1により数量を換算し、奨励金額の計算を行うものとする。

(交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする登録団体は、苫小牧市資源回収団体奨励金交付申請書(様式3)及び資源回収取引証(様式4)、びん類重量換算表(様式5)、口座確認用紙(様式6)、暴力団排除に関する誓約書(様式9)により、下記のとおり市長が定める期日までに申請を行わなければならない。ただし、びん類の回収がない団体は、びん類重量換算表(様式5)を提出不要とする。

4月から9月までの引き渡し分にあたっては、10月15日まで

10月から3月までの引き渡し分にあたっては、4月15日まで

(奨励金の交付決定)

第9条 市長は、前条による申請が適正と認め奨励金の交付を決定した場合、苫小牧市資源回収団体奨励金交付決定通知書(様式7)により当該登録団体に通知し、半期毎に交付するものとする。

(助成金の請求)

第10条 登録団体は、前条の規定により奨励金の交付を受けようとするときは、苫小牧市資源回収団体奨励金請求書(様式8)を市長に提出するものとする。

(報告及び調査)

第11条 市長は、登録団体に対し、奨励金の適正な交付を期するために、必要な事項について報告又は調査を求めることができる。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、登録団体が虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたことが判明したとき、又は、特に必要があると認めたときは、交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(登録抹消)

第13条 市長は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録団体の登録を抹消することができる。

(1) 前条に該当する団体。

(2) 3年以上継続して奨励金の申請又は実績報告書の提出をしておらず、継続の意思が確認できない団体。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

表1 びん類 重量換算表

種類	1本あたりの重量
一升びん	1.00 kg
ビールびん (特大)	1.30 kg
ビールびん (大)	0.70 kg
ビールびん (中)	0.60 kg
ビールびん (小)	0.25 kg